

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

北上地区消防組合  
消防長 菊池 勝

北上地区消防組合火災予防規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合火災予防規程（平成15年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）  
の一部を次のとおり改正する。

（別紙のとおり）

平成23年3月25日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池 勝

北上地区消防組合火災予防査察規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合火災予防査察規程（平成15年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(査察の種別)</p> <p>第4条 査察の種別は次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期査察 消防長及び<u>消防署長</u>（以下「消防長等」という。）が年度査察計画に基づいて実施する査察をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(査察計画)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 署長が特別査察を実施するときは、その都度実施計画を立て、実施する日の前の日まで消防長に報告しなければならない。</p>	<p>(査察の種別)</p> <p>第4条 査察の種別は次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期査察 消防長及び<u>署長</u>（以下「消防長等」という。）が年度査察計画に基づいて実施する査察をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>使用開始検査</u> <u>北上地区消防組合火災予防条例(昭和49年4月1日条例第13号)第43条に規定する使用開始届出があった対象物について実施する査察をいう。</u></p> <p>(査察計画)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 署長が特別査察を実施するときは、その都度実施計画を立て、実施する日の前の日まで消防長に報告しなければならない。<u>ただし、火災が発生したことを受けて実施する査察はこの限りでない。</u></p>

(査察の実施)

第6条 定期査察は別表第1に掲げる査察対象物の区分に応じて、原則として次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1)～(5) [略]

(査察員の遵守事項)

第8条 査察員は、査察の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) [略]

(査察の実施)

第6条 定期査察は別表第1に掲げる査察対象物の区分に応じて、原則として次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1)～(5) [略]

2 前項第1号から第4号までに掲げる査察対象物で、消防関係法令を遵守し優良と消防長等が認めるものにあつては、定期査察の実施を次の各号のとおりとすることができる。

(1) 防火対象物定期点検報告特例認定を受けた対象物は、当該認定の効力を有する期間内に1回以上。

(2) 3年以上継続して消防関係法令を遵守し、必要な届出、報告がなされていることにより防火上優良と認められる対象物(前号に掲げるものを除く。)は、前項各号にそれぞれ掲げる年数によらないことができる。

3 第4条第3号に掲げる使用開始検査は、次の各号に掲げるものについて実施する。

(1) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物。

(2) 法第8条第1項の適用がある防火対象物。

(3) 前2号の他、署長が特に必要と認める防火対象物。

(査察員の遵守事項)

第8条 査察員は、査察の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) [略]

(追跡査察)

第10条 消防長等は、前条第2項に規定する査察対象物の関係者から是正又は是正計画の報告に基づいて、是正の確認又は促進のため、査察員に追跡査察を行わせるものとする。

(関係行政機関との連携)

第16条 消防長等は、査察の実効を図るため、必要に応じ、法第35条の10の規定に基づいて関係行政機関に照会し、又は協力を求めるなど、当該関係行政機関と密接な連絡強調の確保に努めなければならない。

(5) 服装は、制服又は活動服とし、別図の腕章を着用すること。

(追跡査察)

第10条 消防長等は、前条第2項に規定する査察対象物の関係者から是正又は是正計画の報告に基づいて、是正の確認又は促進のために必要があると認めた場合、査察員に追跡査察を行わせるものとする。

(関係行政機関との連携)

第16条 消防長等は、査察の実効を図るため、必要に応じ、法第35条の13の規定に基づいて関係行政機関に照会し、又は協力を求めるなど、当該関係行政機関と密接な連絡協調の確保に努めなければならない。

別図（第8条関係）



白地に黒字、赤ライン

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。